

# 登録事項変更申請及び業務規程変更報告手続一覧表

(法第54条の3関係)

(○印は、手続きを要する事項)

手続事項等 事例別			登録事項(19条の3)変更(19条の17)申請書 [様式7号の4]		業務規程変更報告書															註1 業務規定の変更については左掲の事例のほか業務規程本文の規定事項、別表又は別紙をもって規程している事項等を変更したときは、左掲の事例に準じた変更手続きが必要であること。 註2 次に該当する場合は、申請又は報告の必要はない。 (1) 登録をしたときの検査者が転退職等により入れ替わったとき。 (2) 登録をしたときの検査者数に増減を生じたとき。ただし、法定数に満たなくなったときは休止する必要があること。 (3) 検査事務所を建替え又は増築したとき。 (註 移転しないで現在地のままで行うとき) (4) 登録をしたときの検査機器設置状況に移動が生じたとき。 (5) 4の登録の所在地の市町村の合併等で住居表示が変更の場合には、届出の必要はない。 註3 提出済調書とは、既に提出済となっている別紙1、様式1、2、3の再提出を省略するための届出です。 註4 15の譲渡合併相続の場合は、「検査業者承継者及び登録事項変更等申請書」様式7号の7によること。 註5 登録事項変更の場合は提出する。							
			添付書類					新旧対照表の内訳										添付書類									
			変更申請書	変更報告書	その他	法人の登記簿謄本	申立書	検査機器設置状況	(イ)事務所の所在地一覽	(ロ)土地建物の見取図等の図面	(ハ)登記簿の謄本	登録証	変更事項新旧対照表	業務規程本文該当事項	業務規程附則・施行期日	別紙1検査料金表	様式1 機種別検査記録表 証明用チェックリスト	様式2 検査台帳	様式3 検査標準再発行申込書		検査者名簿	検査機器設置状況	土地建物の図面・登記簿の謄本	変更事項加除後の規程全文	検査資格者の就業制限	業務に係る設備機械一覽表	提出済調書
1	登録機種の変更を申請するとき(増加)	[19条の13-3]	○						○	○	○	○	○	○													
2	代表者が替わったとき	[19条の17-4]	○	写○	○																						
3	登録の社名が変わったとき (9の手続きを同時に行う)	[19条の17-1]	○	写○	○				○																		
4	登録の所在地が移転(又は、住居表示変更)したとき(10の手続きを同じに行なう)	[同上]	○	写○					○	○	○	○															
5	登録機種の変更(一部を廃止したとき)	[19条の13-3]	○						○	○	○	○										○		○			
6	一部の検査事務所の取扱い機種の全部又は一部を廃止したとき	[19条の15-3-イ]							○	○	○	○										○		○			
7	検査事務所を増設したとき	[19条の15-3-ホ]							○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	検査事務所の取扱い機種を増加したとき (註 登録機種に変更がない場合)	[19条の15-3-イ]							○	○	○	○					○				○	○	○	○			
9	検査事務所の名称が変わったとき (註 登録検査業者名は変わらないとき)	[19条の15-3-ホ]							○	○	○	○									○		○		○		
10	検査事務所が移転(又は、住居表示変更)したとき	[同上]							○	○	○	○							○	○				○			
11	検査料金を改訂したとき	[19条の15-3-ロ]							○	○		○													○		
12	検査台帳の様式を変更したとき	[19条の15-3-ニ]							○	○		○			○										○		
13	営業時間、休日等を変更したとき	[19条の15-3-ホ]							○	○	○	○												○	○		
14	旅費規程を変更したとき	[同上]							○	○	○	○													○		
15	全部の業務を譲渡したとき(分割を含む)		註4○		○		註5○																				
15-2	全部の業務が合併したとき		註4○	○	○	○	註5○	註5○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15-3	全部の業務を相続したとき		註4○		○		註5○	戸籍謄本○																			
16	検査業を廃止したとき								○	○																	